

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第44号

静岡県流域下水道事業財務規則の一部を改正する規則

静岡県流域下水道事業財務規則（平成31年静岡県規則第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出納員の事務引継ぎ)</p> <p>第15条 出納員が交替したときは、前任者は、前条の規定により作成した事務引継書によりその担任する事務について次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に、後任者に引継ぎをしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務引継書は、引継年月日を記入して前任者及び後任者が<u>記名押印</u>し、それぞれ1部ずつを保管する。</p>	<p>(出納員の事務引継ぎ)</p> <p>第15条 出納員が交替したときは、前任者は、前条の規定により作成した事務引継書によりその担任する事務について次の各号に定めるところにより、発令の日から7日以内に、後任者に引継ぎをしなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事務引継書は、引継年月日を記入して前任者及び後任者が<u>記名</u>し、それぞれ1部ずつを保管する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中「第14条第1項」を「第15条」に、

「
課名又はかい名

前任出納員 職 氏 名 ㊟ を

後任出納員 職 氏 名 ㊟ 」

「
課名又はかい名

前任出納員 職 氏 名 に改める。

後任出納員 職 氏 名 」

様式第34号中「㊟」を削る。

様式第35号及び様式第42号中

「住所 住所
を に改める。
氏名 ㊟ 氏名 」

様式第55号から様式第61号まで及び様式第107号中「㊟」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県流域下水道事業財務規則の様式（以下「旧様式」という。）により提出されている申請書等は、改正後の静岡県流域下水道事業財務規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。